

## 相模原市農業委員会第6回会議議事録

開 会 日 時 令和7年8月29日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和7年8月29日 午後2時17分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	11	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
5	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 17名

欠席委員 2名 (5番藤村達人委員、11番斉藤嘉之委員)

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 6番

議席 10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第4回農政運営委員会報告
3	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第29号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第30号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
6	議案第31号	相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
7	報告第27号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
8	報告第28号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
9	報告第29号	農地所有適格法人の報告について
10	報告第30号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
11	報告第31号	非農地証明書の発行について
12	報告第32号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
13	報告第33号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

## **議長（阿部会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第6回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、5番藤村達人委員、11番齊藤嘉之委員より、欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番渋谷久夫委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日の会議の傍聴者はありませんので、引き続き、議事を進めます。

これより日程に入ります。

## 日程1 会務報告

### 議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告いたさせます。

### 事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年7月31日から令和7年8月28日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

8月20日、農業委員会活動推進大会第1回運営委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、大会の運営についてほかでございます。

同日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長及び私が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは諮問1件、報告15件となっております。

なお、諮問した1件については、許可相当との答申をいただいているところでございます。

続きまして、市関係でございます。

7月31日、農業委員会第5回総会を行いまして、農業委員15名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

8月1日、令和7年度相模原市地域計画に係る城山地区での地域での話合いが行われまして、農業委員1名が出席しております。内容につきましては、目標地図の変更と補助事業を活用した耕作条件改善等についてほかでございます。

8月5日、本庁地区・関係機関との情報交換会を行いまして、高橋委員長、農政運営委員3名が出席しております。内容につきましては、昨年度に提出した市への意見に関する令和6年度の実績等についてほかでございます。

8月6日、令和7年度相模原市地域計画に係る新磯地区での地域での話合いが行われまして、農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、前述のとおりでございます。

8月7日及び8日に本庁地区及び津久井地区個別報告会を行いまして、農地利用最適化推進委員が本庁地区では8名、津久井地区では7名出席しております。内容につきましては、7月の活動報告についてほかでございます。

裏面を御覧ください。

8月8日に令和7年度相模原市地域計画に係る麻溝・上溝地区での地域での話合いが行われまして、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名が出席しております。内容につきましては、前述のとおりでございます。

8月12日、第231回相模原市都市計画審議会が行われまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置についてほかでございます。

8月12日に田名地区の、8月19日に相模湖地区の令和7年度相模原市地域計画に係る地域での話合いが行われまして、12日は農業委員1名、農地利用最適化推進委員1名、19日は農業委員1名、農地利用最適化推進委員2名が出席しております。内容につきましては、前述のとおりでございます。

8月21日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

同日、令和7年度相模原市地域計画に係る津久井地区での地域での話合いが行われまして、農業委員2名、農地利用最適化推進委員2名が出席しております。内容につきましては、前述のとおりでございます。

8月22日、第4回農政運営委員会を行いまして、農政運営委員10名が出席しております。内容につきましては、令和7年度関係機関との情報交換会の報告についてほかでございます。

以上でございます。

**議長（阿部会長）**

ただいまの会務報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、以上で会務報告を終わります。

## 日程2 第4回農政運営委員会報告

### 議長（阿部会長）

続いて、日程2「第4回農政運営委員会報告」をいたします。

高橋委員長から報告をお願いいたします。

### 委員長（高橋委員）

それでは、8月22日に開催されました第4回農政運営委員会の結果について報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

会議の中での主な意見等ですが、議題（1）について、地域計画の地域での話合いが効果的に行われるよう、農政課と連携して進めたほうが良いなどの意見がありました。

議題（2）については、鳥獣被害について、シカやイノシシの被害が依然としてあるため、文言を追加することになりました。

また、営農ボランティアについての記載は（4）新規参入の推進についてから（1）の都市農業の推進についてに移行することとなりました。

その他として、有機農法の農地の周囲に与える影響について意見がありました。

以上で、第4回農政運営委員会の結果報告を終わります。

### 議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（阿部会長）

それでは、以上で第4回農政運営委員会報告を終わります。

## 日程3 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程3議案第28号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-10及び3-1006は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年8月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-10は、横浜市港北区に所在する農地所有適格法人である譲受人が、相模原市南区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、南区下溝の畑1筆1,157㎡です。今後の作付は、飼料作物や露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書等で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地4筆5,608㎡は適切に管理されております。役員1人以上の農作業常時従事要件については、代表取締役が156日で農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

### 事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件について説明いたします。

收受番号3-1006は、緑区三ケ木に住む譲受人が、中央区中央5丁目、緑区长竹、中央区氷川町及び緑区若柳に在住の譲渡人4名が共有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。申請地は、三ケ木の田1筆446㎡です。今後の作付は、水稻を予定しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しております。全部効率利用要件につきましては、経営農地11筆4,651㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が210日、妻が60日、子が100日、子の妻が50日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

### 議長（阿部会長）

説明が終わりました。先ほどの説明に関連しまして、地区担当委員さんに現地調査をしていただいております。補足説明や御意見を伺いたいと思います。

収受番号3-10については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

**13番（志村委員）**

8月14日に中島推進委員と一緒に現地確認に行ってまいりました。この場所はジオンスタジアムの南側で、相陽台ホームのすぐ近くの農地となります。この農地は、20年ぐらい前からずっと耕作放棄でして、10年ぐらい前から、年に1回は譲渡人が草刈りを行っていたようです。今回、3条で譲受人の農地にして耕作するということですので、周辺農地の迷惑にならないように耕作していただけるのであれば、特に問題はないと思います。

以上です。御審議よろしく申し上げます。

**議長（阿部会長）**

収受番号3-1006については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

**19番（大塚委員）**

8月24日に高城推進委員と事務局と一緒に見てまいりまして、道志新田というところで、とてもきれいな田園地帯で、今、所有している方ができないので、次の方が受けてやってくださるということだろうと思います。この地域を維持するためにも、とてもいいのではないかと思います。事務局の説明のとおり、特に問題はないと思います。

**議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

**15番（高橋委員）**

3-10のコトブキ園というのは何屋さんですか。

**事務局（武信総括副主幹）**

麻溝台で養鶏と卵の直売所、農場の家を経営しております。

**15番（高橋委員）**

たまご街道にある卵屋さんですね。飼料を作るということは、鶏の餌を作りますということですよね。

**事務局（武信総括副主幹）**

作物につきましては、飼料だけではなく、ニンニクやタマネギも作付すると聞いております。

**15番（高橋委員）**

その畑はクズが繁茂していて、すごく荒れている畑です。

以上、別に質問ではありません。

**事務局（武信総括副主幹）**

こちらの畑の整備につきましては、今、相模原市農協に整備委託を相談して進めております。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（阿部会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第28号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程3議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程4 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程4議案第29号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（武信総括副主幹）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-12及び5-1024から5-1027は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年8月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページから6ページを御覧ください。

收受番号5-12は、譲受人の株式会社サクラ開発が、譲渡人が所有する磯部の農地3筆1,981㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、現在、賃借により使用中の資材置場及び駐車場を返却し、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両等出入口を除き、ブロック1段から3段積みを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は誠心相陽幼稚園の南東約300mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（山下所長）

続きまして、津久井事務所管内の4件について説明いたします。

收受番号5-1024は、譲受人の宗教法人善勝寺が、譲渡人が所有する緑区千木良の農地1筆132㎡の所有権移転を受け、来訪者や参列者専用の駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、葬儀や法事、お彼岸などの際、既設の駐車場では不足しており、新たに駐車場を確保しようとするものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、東側車両出入口及び南側の歩道との境界を除き、土留め鋼板を設置し、雨水につきましては、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第1種住居地域です。申請地は千木良小学校の北西約480mです。

続きまして、收受番号5-1025は、譲受人が譲渡人が所有する緑区长竹の農地3筆394㎡の所有権移転を受け、自己住宅を建築するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、借家住まいで自営業を営んでおり、事業規模拡大及び子供の成長により手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、車両

等出入口部分を除き、コンクリートブロック3段から5段積みとする計画です。雨水につきましては、浸透柵設置による敷地内処理とし、汚水は高度処理型の合併浄化槽により処理する計画です。申請地は串川保育園の北東約650mです。

続きまして、收受番号5-1026は、譲受人が譲渡人が所有する緑区太井の農地1筆227㎡の所有権移転を受け、自己住宅を建築するための転用申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、借家住まいで、夫婦それぞれが自営業を営んでおり事業スペースが手狭なため、自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と土留め策として、南側の車両等出入口部分を除き、北側敷地のり面に土留め鋼板を設置し、西側は既設のコンクリート縁石、左側は一部既設のコンクリート縁石を利用し、そのほかの部分はコンクリートブロック3段積みとする計画です。雨水につきましては、浸透柵設置による敷地内処理とし、汚水は公共下水道に接続する計画です。なお、申請地は用途地域が指定されており、第一種中高層住居専用地域です。申請地は中野保育園の北東約660mです。

続きまして、收受番号5-1027は、借受人の株式会社竹中土木が、貸出人が所有する緑区鳥屋の農地2筆1,900㎡のうち228.6㎡の賃借権の設定を受け、リニア中央新幹線事業の地質調査に係るモノレールを設置するための一時転用の申請で、期限は令和8年3月31日までです。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は、405番2の筆は第1種農地で、419番1の筆は農用地区域内農地です。申請理由といたしましては、全国新幹線鉄道整備法に基づくリニア中央新幹線の関東回送線トンネル及び関東車両基地の建設に係る地質調査のための資機材等を運搬するモノレールを設置するものです。隣接地への被害防除につきましては、モノレール発着場の周囲に土留め鋼板を設置し、発着場の床面は樹脂製養生敷板を並べ、敷板と敷板の間は10cmの隙間をつくり、雨水をしみ込みやすくして敷地内浸透させる計画です。申請地は鳥屋学園の北東約1,300mです。

参考になりますが、スクリーンを御覧ください。モノレールについてですが、赤枠が当該申請地で、白い線がモノレールのルートになり、黄色の丸が地質調査実施地点になります。

画面左側がモノレールの牽引車で全長89cm、右側が荷物台車で全長208cmであり、走行速度は分速42m、時速ですと2.5kmとなります。最大積載量は200kgで、人は乗車できない構造です。なお、転用面積228.6㎡の内訳ですが、発着場の225㎡にレール部分の3.6㎡を合わせた面積としております。

以上で説明を終わります。

### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。先ほどの説明に関連しまして、過日、地区担当委員さんに現地調査をしていただいております。

收受番号5-12については、南区担当の斉藤嘉之委員ですが、本日、欠席でございます。同委員から報告を受けております。

8月21日に、丸塚推進委員とともに現地調査を行い、近隣も開発が進んでいる地域で、隣接地への影響もなく、問題はないとのことでございます。

続きまして、收受番号5-1024については、相模湖地区担当、岸義之委員、お願

いたします。

#### **14番（岸委員）**

先日、推進委員の榎本委員と一緒に行きました。前に見えている道路は国道20号線です。相模湖駅から約2キロ、桂橋から1.5キロぐらいの地点にお寺があります。現状、駐車場は2つありますが、人が多く来るお寺なので、駐車場が足りなくなるということで、問題ないと思います。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

続きまして、收受番号5-1025については、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

#### **18番（菊地原委員）**

8月19日に現地調査を行いました。手前の道路は通称信玄道と言われている道路があります。この農地、私の記憶では、以前は家庭菜園として利用されていたんですけども、ここしばらくは作らずに、草を時々刈る適度の畑になっております。この農地、見て分かりますとおり、道路から間知ブロックで1mぐらいの上段になっています。傾斜地でありまして、機械を入れることもまず不可能な場所です。今後の農地利用は大変困難な状況にあると思うので、今回の申請については、問題ない、やむを得ないかなと感じました。

以上です。

#### **議長（阿部会長）**

次に、收受番号5-1026については、津久井地区担当、大塚優子委員、お願いいたします。

#### **19番（大塚委員）**

8月24日に高城推進委員と事務局で行ってまいりまして、住宅に挟まれた残った農地で、林に見えるところの下は道路で、道路を過ぎると津久井湖に行ってしまうようなところですけども、長い間、耕作もされていなかったような土地に見受けられました。今回は事務局の説明のとおり、前は道路でそれ以外の3方向に農地がないので、特に支障はなく、問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

#### **議長（阿部会長）**

次に、收受番号5-1027については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いいたします。

#### **10番（菱山委員）**

8月23日に、奈良推進委員と現地調査へ行ってまいりました。この周りは、今、ほとんど青地なんですね。耕作者がみんな高齢になって、草をやっと刈っているような状態で、ほとんど耕作しているところは少ないような状態なので、事務局の説明どおりで何ら問題ないので、皆様の御審議よろしくお願いいたします。

#### **議長（阿部会長）**

これより質疑に入ります。

#### **7番（山口委員）**

5-1027について質問ですけども、先ほど、モノレールに人が乗車できないということだったんですけど、ということはどうやってコントロールするのか、自動運転

でしょうか。

**事務局（山下所長）**

自動運転ではなく、発着場からスタートさせて、終点の地質調査実施地点に人がいてモノレールをストップさせる形です。

**7番（山口委員）**

ということは、このモノレール本体は、今、3系統ぐらいに分かれているように見えたんですけども、1台だけしか動かないで、それぞれポイントみたいなので切り替えるということでしょうか。

**事務局（山下所長）**

モノレールは1台で、今、委員がおっしゃられたようにポイントを切り替えられるようになっていまして、行き先により、その都度、ポイント切り替えを行うと聞いております。

**7番（山口委員）**

分かりました。

**議長（阿部会長）**

ほかに御発言はございませんか。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第29号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程4議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第30号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

### 議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第30号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（山下所長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第30号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号7-1002から7-1005は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第18条第3項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和7年8月29日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画案に対し、求めに応じ、意見するものです。

津久井事務所管内の4件について説明いたします。

整理番号7-1002から7-1005は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計4件10筆6,247㎡です。

案内図は16ページ及び18ページを御覧ください。

契約期間は、7-1002が5年3か月、7-1003から7-1005が3年3か月となっております。

利用目的は、7-1002が大豆及び麦で、7-1003から7-1005がサツマイモ及び大豆の栽培です。

なお、整理番号7-1003から7-1005の権利の設定を受ける者は、令和7年6月26日付けで本市農政課から事業計画書が承認され、農業参入する解除条件付き法人となります。

法第18条第5項に規定する認可要件のうち、第2号イ全部効率利用要件について、7-1002は、経営農地は適切に管理されております。7-1003から7-1005は、保有する機械の状況、第3号ロの役員常時従事の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等から見て、全部効率利用が見込まれます。

第2号ロ常時従事要件について、7-1002のみ該当し、150日以上で要件を満たしております。

第3号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合に審査するものとなっております。今回は、7-1003から1005が審査対象となります。

第3号イ地域との適切な役割分担要件について、農業の維持発展に係る地域での話し合いへの積極的な参加、協力が示されています。

第3号ロ法人の役員等1人以上の耕作事業常時従事要件について、代表取締役1名が200日の農業従事見込みとなっております。要件を満たしております。

以上のことから、認可要件第2号及び第3号を満たすものと判断しました。  
以上で説明を終わります。

**議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（阿部会長）**

御発言はよろしいですか。

御発言がないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第30号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

**全員挙手**

**議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程5議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

に関する指針の変更について

**議長（阿部会長）**

続きまして、日程6議案第31号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（清水総括副主幹）**

それでは、9ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第31号 相模原市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について。農業委員会等に関する法律第7条第2項に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を別紙のとおり変更し、同条第4項に基づき公表するものとする。令和7年8月29日提出。相模原市農業委員会会長。

続きまして、10ページから15ページを御覧ください。

こちらの指針につきましては、既に7月の全員協議会及び8月の農地利用最適化推進委員個別報告会でお示ししている内容でございます。

その後、8月15日を締切りといたしまして、委員の皆様にご意見を伺いましたが、意見はございませんでした。

農地等の利用の最適化に関する指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項において定めるよう決められております。

今回の指針は、昨年11月に策定し、10年後の令和16年に目指す農地の状況等を示すものであり、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選期に検証、見直しを行うものでございまして、今年4月に農業委員及び推進委員の改選があったことに伴い、指針の策定1年後ではございますが、見直しを行うものでございます。

基本的に、各目標に令和7年3月現在の現状の数値を追記するとともに、その現状から昨年定めた最終目標に達成するよう微修正を加えたものでございます。

11ページの上段を御覧ください。

1(1)遊休農地の解消目標についてでございますが、現状96.3ヘクタールの遊休農地を、5月30日に議決いたしました最適化活動の目標に合わせまして、毎年22ヘクタールずつ解消し、3年で66ヘクタールの解消を目指し、さらに令和16年3月には18.3ヘクタールとするものでございます。

具体的な推進方法といたしましては、7月の全員協議会でいただきました御意見のとおり、13ページに記載の担い手の育成、確保に精力的に取り組むとともに、11ページ中段の(2)遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法のとおり、農地の利用状況調査と利用意向調査の実施、農地の貸借の推進、農地中間管理機構や農協など関係機関との連携等に取り組んでまいります。

次に、12ページ中段を御覧ください。

2(1)担い手への農地利用集積目標についてでございますが、現状の農地利用集積面積156ヘクタールに対し、毎年3ヘクタールずつを集積いたしまして、令和10年3月の農地利用集積面積を165ヘクタールとし、さらに令和16年3月の集積面積を

183ヘクタールとするものでございます。

続いて、14ページを御覧ください。

3(1)新規参入の推進目標についてでございますが、現状の数値を令和3年度から令和6年度の実績で新規参入した47経営体といたしまして、毎年、5経営体の新規参入を目標とし、令和16年3月の参入経営体を92経営体とするものでございます。また、新規参入経営体取得面積につきましては、現状の累計11.2ヘクタールに対しまして、毎年1ヘクタールずつの取得面積を目標とし、令和16年3月の取得面積を20.2ヘクタールとするものでございます。

なお、この議案について、本日の総会で御決定いただいた後には、農業委員会等に関する法律第7条第4項に基づきまして、市ホームページ等に公表する予定となっております。

以上で説明を終わります。

#### **議長（阿部会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### **質疑なし**

#### **議長（阿部会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

#### **全員挙手**

#### **議長（阿部会長）**

挙手全員。

よって日程6議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 報告第 27 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 8 報告第 28 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 9 報告第 29 号 農地所有適格法人の報告について

日程 10 報告第 30 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について

日程 11 報告第 31 号 非農地証明書の発行について

日程 12 報告第 32 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 13 報告第 33 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（阿部会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

初めに、事務局から補足説明はありますか。

**事務局（武信総括副主幹）**

ありません。

**議長（阿部会長）**

事務局からは補足説明はないということで、委員の皆さんから御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で日程 7 報告第 27 号から日程 13 報告第 33 号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第 7 回総会は、令和 7 年 9 月 30 日火曜日午後 1 時 30 分から開催する予定です。開催場所は産業会館 4 階特別会議室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 6 回総会を終了いたします。